

こんなときはご相談ください

災害その他の事情により、一時的に税金を納期限までに納めることができない場合は、そのまま放置せずに所管の県税事務所にご相談ください。事情によっては、納税の猶予などが認められる場合があります。

そのまま放置されると・・・

納期限を過ぎると、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状が届いても納付がない場合は、差押えなどの滞納処分を受けることになります。

納税の猶予

県税を一括で納付することが困難な理由がある場合で法令等の一定の要件に該当する場合は、県税事務所に申請することにより、差押えや財産の換価(売却)などが猶予される制度があります。

※「換価」とは、差し押さえた財産を売却し、滞納となっている税金に充てるための強制的手続きのことです。

○徴収猶予

下記のいずれかの理由によって、県税を一括で納付できないと認められるときに、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

- ①財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

※①から④を理由とする場合の申請については、期限はありません。⑤を理由とする場合の申請期限は、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までです。

○換価の猶予

県税を一括で納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、その県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

○猶予を受けるための手続

提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ・「財産収支状況書」
※猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ・担保の提供に関する書類（猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合）
- ・災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書・確定申告書など

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保(土地、建物、有価証券、保証人の保証など)の提供が必要です。

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ・担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合

こんなときはご相談ください

災害その他の事情により、一時的に税金を納期限までに納めることができない場合は、そのまま放置せずに所管の県税事務所にご相談ください。事情によっては、納税の猶予などが認められる場合があります。

そのまま放置されると・・・

納期限を過ぎると、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状が届いても納付がない場合は、差押えなどの滞納処分を受けることになります。

納税の猶予

県税を一括で納付することが困難な理由がある場合で法令等の一定の要件に該当する場合は、県税事務所に申請することにより、差押えや財産の換価(売却)などが猶予される制度があります。

※「換価」とは、差し押さえた財産を売却し、滞納となっている税金に充てるための強制的手続きのことです。

○徴収猶予

下記のいずれかの理由によって、県税を一括で納付できないと認められるときに、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

- ①財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
- ③事業を廃止したこと、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

※①から④を理由とする場合の申請については、期限はありません。⑤を理由とする場合の申請期限は、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までです。

○換価の猶予

県税を一括で納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、その県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

○猶予を受けるための手続

提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ・「財産収支状況書」
※猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ・担保の提供に関する書類（猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合）
- ・災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書・確定申告書など

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保(土地、建物、有価証券、保証人の保証など)の提供が必要です。

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ・担保として提供することができる財産がないなど特別な事情がある場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合